

三重県がん検診受診率向上対策事業業務委託仕様書

本仕様書は、三重県（以下「県」という。）が、三重県がん検診受診率向上対策事業業務委託（以下「事業」という。）を実施する際に必要となる事項を取りまとめたものである。

1. 目的

がんは、生活習慣の改善等の取組による予防に加え、早期に発見し、適切な治療を行うことが必要である。

本事業では、市町のがん検診（胃・大腸・肺・子宮頸・乳）の受診率分析を行うとともに、がん検診受診状況の特徴に合わせた具体的な受診勧奨策の提案・助言を行い、がん検診の受診勧奨に取り組む市町のがん検診の受診率向上に繋げることを目的とする。

また、あわせて県内事業所に対して、がん検診の従業員への受診勧奨について研修を行い、職域におけるがん検診受診率の向上を図る。

2. 事業の実施内容

(1) 市町におけるがん検診の受診勧奨事業の実施

- ① モデル市町に対する具体的な受診勧奨策の提案および助言
 - ・ 3以上の県内市町をモデル市町として事業対象とし、モデル市町の選定にあたっては、受託者が市町の意向を確認し、県と協議のうえ決定すること。
 - ・ モデル市町において、より効果的な受診勧奨を行うことができるよう、各モデル市町のがん検診受診状況の特徴やがん検診実施体制（集団検診、個別検診実施時期や勧奨・再勧奨の時期、検診実施機関）等を分析のうえ、がん検診の受診率の向上を図る具体的な受診勧奨策の提案や受診勧奨の実施に必要な助言を行うなど、市町に対して伴走支援を行うこと。
 - ・ モデル市町ごとに受診を妨げる要因を分析したうえで、ナッジ理論等をふまえた効果的な勧奨策や助言等を行い、検診環境の見直し策を検討すること。
 - ・ モデル市町との連絡については、県担当者も電子メールの宛先に入れるなど、県とその内容を共有すること。
 - ・ モデル市町に対して、原則対面（同様の効果が確保できる場合は県と協議のうえ、オンラインも可）で1回以上助言・相談対応を行うこと。

② 分析実施の留意点

- ・ 分析を行う対象者は国民健康保険加入者とする。
- ・ 分析対象データについては県・市町と協議の上、市町から提供を受けるものとし、受託者からも適宜、県・市町に対して必要なデータの提案やデータ加工の助言を行うこと。（提供データとしては、個人が特定されないよう加工した国民健康保険加入者 CSV ファイルデータを想定。）
- ・ 分析データは最大過去5年分とし、モデル市町と協議のうえ決定する。
- ・ 性別、がん種別、複数がん種の受診、離脱者、リピート受診等の分析を行い、モデル市町ごとの傾向を掴むこと。その他、必要な分析項目があれば、提案を行うこと。

③ 結果報告

- ・ モデル市町に行った提案や助言内容とその効果等に関して、その背景もわかるようにとりまとめた資料を作成し、他市町に好事例等の横展開を図るため、令和9年1～3月頃に県が開催する市町向けの説明会（原則オンライン）において報告すること。

【成果物】

- ・ 事業報告書

（2）市町におけるがん検診受診率向上に向けた相談対応

- ・ 受診勧奨（コール）や再勧奨（リコール）、勧奨時に使用する資材など、がん検診受診率向上に関する県内市町からの相談対応を行い、ナッジ理論等を用いて助言・提案を行うこと。
- ・ 相談対応は参加希望の市町に対し、県が指定する日程においてオンラインで3回程度行うこと。（いずれも90分程度。）
- ・ 上記指定日以外にも、可能な限り電話やメールにて市町からの相談対応を行うこと。

【成果物】

- ・ 相談実績に関する報告書
（相談内容及び回答事項の取りまとめ）

（3）職域におけるがん検診受診率向上対策事業の実施

- ・ 県内事業所の従業員のがん検診受診率向上を目的として、効果的な受診勧奨（コール）や再勧奨（リコール）の実施方法についての研修会を1回実施すること。
- ・ 研修会の実施方法については、原則オンラインとし、県と協議のうえ決定する。
- ・ 研修会の周知は、原則県で実施するが、県と協議のうえ、必要に応じて周

知に協力すること。なお、受講申込の入力フォーマットの作成、受講申込の受付は県で行う。

3. 事業委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 書類の提出

事業終了後には実績報告書（様式1）を県に提出すること。

5. 暴力団等の排除について

受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- （1）断固として不当介入を拒否すること。
- （2）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- （3）委託者に報告すること。
- （4）業務の履行において、暴力団等の不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

なお、受託者が（2）または（3）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

6. 特記事項等

受託者は業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守するものとする。

(様式1)

三重県がん検診受診率向上対策事業業務委託

実 績 報 告 書

第 号
令和 年 月 日

三 重 県 知 事 あて

受託者 住所
氏名

令和 年 月 日付で締結した、三重県がん検診受診率向上対策事業業務委託
について、その実績を関係書類を添えて次のとおり報告します。